

重点的な取組、共通的な取組

令和4年度の調達改善計画								令和4年度上半期自己評価結果 (対象期間:令和4年4月1日~令和4年9月30日)									
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標 (原則、定量的に記載)		難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント
							目標達成予定時期						定量的	定性的			
本庁の取組								本庁の取組									
○		一者応札及び随意契約の改善	[一者応札の改善] ・一般競争入札においてより高い競争性を確保するため、新規事業者への声かけ、十分な入札公告期間・契約履行期間の確保、仕様の見直し、入札説明会の実施、入札不参加者等へのアンケート調査とその要望の反映等の取組を実施し、より多くの業者が参加できるよう改善を図る。	・競争性のある契約方式が形の上だけにとどまることのないよう、実質的な競争性を確保するため、一者応札となっている原因を分析するなどし、改善に努める必要があるため。	A	H27	・前年度において一者応札であった案件について、必要な改善を実施する。	令和4年度中	A	H27	一者応札を改善するため、昨年度に引き続き、次の取組を実施した。 ・複数事業者参加に向け、情報発信に取り組んだ。 ・入札不参加者から可能な限り辞退アンケートを徴取して辞退理由を考慮し、次回以降の契約に反映できるよう努めた。 ・新規案件等必要に応じて入札説明会を実施した。	A	・前年度一者応札であった案件について、新規事業者への積極的な声かけにより、2案件において複数者応札が確保され、警察装備品の契約では、約17万円の削減となった。 <<令和3年度上半期>> 一者応札解消件数・・・3件 <<内訳>> 警察装備品 1件 その他役務 1件 ・18案件について、延べ19者からアンケートを徴取した。	・過去と同案件及び同種案件への参加業者等に対して公開済みの調達情報を積極的に発信することにより、複数者応札となった。 ・アンケート調査により、改善に向けた方策を検討することができた。	-	・より高い競争性確保のため、新規事業者への声かけ、入札公告の掲載期間の延伸、十分な履行期間の確保、仕様書の見直し、必要に応じた入札説明会の実施、入札不参加者へのアンケート調査とその要望の反映等、改善に向けた取組を根気強く継続していく必要がある。	・引き続き、競争性の確保に向けた取組を推進する。
			[公募の活用] ・一般競争契約において一者応札となった案件などについて、実質的な競争性を確保するための取組を実施の上、改善されない案件について随意契約に移行する場合は、公募を行うことにより競争性及び透明性を担保するとともに、価格交渉により経済性を確保する。	・競争性のある契約方式が形の上だけにとどまることのないよう、実質的な競争性を確保するため、一者応札となっている原因を分析するなどし、改善に努める必要があるため。	A	H29	・対象案件について全て実施する。	令和4年度中	A	H29	・公募を実施し、複数の参加意思が確認できた場合は競争入札を実施し、随意契約によることとなった場合は、見積価格を精査し、価格交渉を実施する等経済性の確保に努めた。	A	・公募の実施により、72件の契約を締結した。 <<令和3年度上半期>> 公募実施件数・・・73件 ・随意契約において、価格交渉を実施した結果、13案件において契約金額が初回提示額より削減された。(約800万円)	-	-	・一般競争契約において一者応札となっている案件のうち、特定の者だけが事業を実施し得ることが見込まれる案件については、公募を実施し、随意契約への移行の可否について検討していく必要がある。	・引き続き取組を実施し、随意契約に移行する場合は、競争性・経済性の確保に努める。 ・随意契約による場合は、実績価格、市場価格等を参考に見積価格を精査することにより、経済性の確保に努める。
			[一者応札及び随意契約の改善] ・警察装備品について、過去に同内容の契約において一者応札となった案件や当該物品を提供できる者が一者である想定される場合について、実質的な競争性を確保するための取組を実施の上、改善されない案件について随意契約に移行する場合は、公募を行うことにより競争性及び透明性を担保するとともに、価格交渉により経済性を確保する。	・一者応札の割合が多い事業について、重点的な見直しを必要があるため。	A	H29	・対象案件について全て実施する。	令和4年度中	A	H29	・入札参加可能事業者の調査及び調達案件の情報発信により複数者応札を確保するとともに、随意契約による場合は公募を実施し、価格交渉を行うことにより、経済性の確保に努めた。	A	・1案件について、一者応札が改善された。	-	-	・応札可能事業者の調査、調達スケジュールや仕様の見直し等改善に向けた取組を実施し、随意契約による場合は、実績価格、市場価格等を参考に見積価格を十分精査し、価格交渉を行っていく必要がある。	・引き続き、一者応札改善のための取組を実施し、随意契約による場合でも競争性・経済性の確保に努める。
			[少額随意契約の改善] ・少額随意契約案件においてオープンカウンター方式を積極的に採用することにより、公平性・透明性及び競争性の確保に努める。	・少額随意契約においてオープンカウンター方式を積極的に活用することで、公平性・透明性及び競争性の確保に努めるため。	A	H27	・少額随意案件については、原則としてオープンカウンター方式を採用する。	令和4年度中	A+	H26	・少額随意契約案件は、原則オープンカウンターを実施し、競争性の確保に努めた。	A	・オープンカウンター方式により126件の契約を締結し、少額随意契約案件の競争性の確保に努めた。 <<令和3年度上半期>> 実施件数・・・129件	-	-	・オープンカウンターの実施には十分な公告期間を確保する必要があるため、計画的な調達スケジュールを組む必要がある。	・要求原課と契約部門が緊密に連携し、引き続き積極的な活用を努める。
	○	調達改善に向けた審査・管理の充実	[一者応札の事前審査及び事後審査の実施及び強化] ・要求原課と契約部門間で緊密に連携をとり、事前・事後審査を実施する。 また、一者応札となった個別の案件及びその要因について一覧を作成し、公表する。		A	H29	・高落率で一者応札が複数回継続している案件、一者応札が予想される案件を対象に実施するとともに、一者応札一覧表を作成し、公表する。	令和4年度中	A+	H29	・令和3年度下半期において一者応札であった70案件について、事後審査を実施した。	A	-	・一者応札となった原因について、要求原課と契約担当課において情報共有が図られた。	-	・審査にあたっては、次回調達において改善が図られるよう、一者応札となった要因を多角的に検証し、実効性のある審査を実施する必要がある。	・審査結果を分析し、担当者間で共有の上、引き続き一者応札改善に向けた取組を実施する。
	○	調達事務のデジタル化の推進	[調達事務のデジタル化] ・電子調達システムによる電子入札、電子契約について、更なる利用の促進を図る。 ・見積書や請書等の書類について、電子メールによる提出が可能である旨周知し、事務の効率化と事業者の負担軽減を図る。 ・案件の内容・性質等諸般の事情を加味し、必要に応じて入札説明会等をオンラインで開催する。		A	R4	・対象案件について実施する。 電子入札件数及び電子契約件数については、前年度実施件数を上回る件数を目標とする。	令和4年度中	A+	R4	・事業者には、電子入札・電子契約のメリットを周知するパンフレットの配布、積極的な声かけを実施する等、普及に努めた。 ・見積書、請書等については、押印を省略できることとし、電子メールで徴取するようにした。	A	・令和4年度上半期において、一般競争入札164件のうち電子入札は、90件(55%)、電子契約は1件であった。	-	-	・電子入札・電子契約に対応していない事業者を把握し、声かけを実施していく必要がある。 ・電子契約に関しては、調達事務担当者同士で、事務手続きに関する知識を共有していく必要がある。	・電子入札・電子契約には事業者の協力が不可欠であるため、郵送、来庁の手間を省ける等のメリットを周知し、引き続き積極的な声かけを実施して行く。
	○	電力調達・ガス調達の改善	[電気調達・ガス調達の改善] ・再生可能エネルギー比率30%以上の電力調達を、一般競争により実施する。 なお、ガス調達の一般競争契約の実施予定はない。		A	R3	-	令和4年度中	-	-	・電気調達は、新年度当初契約するものと、長期継続契約に基づき下半期契約するものについて、一般競争入札を実施している。 <<内訳>> 新年度当初契約 1件 下半期契約 3件	A	<<電力に係る契約状況>> 競争契約 4件 ・うち再エネ比率30%以上となる契約 3件 <<電力に係る応札状況>> 複数者応札 1件	-	-	・過去の入札参加業者のうち、再生可能エネルギー比率30%以上に対応できる業者が限定されていた。	・再生可能エネルギー比率30%以上に対応可能事業者の把握のほか、十分な準備期間を確保するため、計画的な調達スケジュールに留意していく必要がある。

令和4年度の調達改善計画							令和4年度上半期自己評価結果 (対象期間：令和4年4月1日～令和4年9月30日)																	
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標 (原則、定量的に記載)		難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント							
							目標達成 予定時期	定量的					定性的											
地方の取組																								
○	一者応札及び随意契約の改善	[一者応札の改善] ・一般競争入札においてより高い競争性を確保するため、新規事業者への声かけ、十分な入札公告期間・契約履行期間の確保、仕様の見直し、入札説明会の実施、入札不参加者等へのアンケート調査とその要望の反映等の取組を実施し、より多くの業者が参加できるよう改善を図る。	・競争性のある契約方式が形の上だけにとどまることのないよう、実質的な競争性を確保するため、一者応札となっている原因を分析するなどし、改善に努める必要があるため。	A	H27	・前年度において一者応札であった案件について、必要な改善を実施する。	令和4年度中	A	H27	一者応札の改善方策として ・ 入札案件の周知 ・ 調達時期の見直し ・ 仕様の見直し ・ 公告期間の延長 について重点的に取り組み、その効果について測定した。	A	・ 令和3年度中に一者応札となり、令和4年度中に同種の入札があったもののうち約28%の契約で一者応札が解消された。 <一者応札解消件数(総数)> 令和4年度上半期 40件(141件) (解消率 28.4%) 令和3年度上半期 38件(122件) (解消率 31.1%) → 令和3年度上半期比△2.7%	・ 各種改善方策により、新規応札業者が漸増し、競争性が向上した。	-	・ 複数年にわたって一者応札が継続している案件であって、改善が困難な案件が多数見受けられる。 ・ 物価や人件費の高騰、コロナ禍における製品の確保などにより業者が限定され、一者応札となる場合がある。	-	・ 案件に応じ、入札案件の周知、時期の見直し、仕様の見直し等、多面的な視点からの検討を根気強く継続していく必要がある。 ・ 情報収集に努めるとともに、新規業者の開拓を継続して実施していく必要がある。							
																		【入札案件の周知】 ・ 過去に近似した入札に参加している業者や、近隣官署の同種入札に応札している業者等に、入札公告内容を広報するなどし、応札業者数の拡大を図った。	-	・ 一者応札解消件数 23件 ・ 削減金額(予定価格比) 23,229千円	・ 新規参入業者が受注するなど、例年同種の契約を締結している案件でも、従前の業者との競争性が高まった。	-	・ 入札参加資格の取得方法等の説明が必要な業者がいることが判明した。	・ 入札説明会を実施する等、入札参加手続きや仕様等について応札希望業者に対し十分な説明を実施する必要がある。
																		【調達時期の見直し】 業務に支障の無い範囲で過去の事後審査等で把握した業者の繁忙期等を避けた調達時期とすることで、応札業者の参加意欲の向上を図った。	-	・ 一者応札解消件数 3件 ・ 削減金額(予定価格比) 1,759千円	・ 複数業者からの応札があり、競争性が高まった。	-	・ 不定期なもの、突発的な契約等には対応できない。	・ 案件ごとに適正な調達時期を不断に見直ししていく必要がある。 ・ 外的要因についても検討する必要がある。
																		【仕様の見直し】 同等品等の参入機会を拡大するため、仕様要件について、緩和可能な箇所がないか要求原課と精査を行う、履行範囲が広範すぎる場合は範囲を限定する等の仕様の見直しを実施し、応札機会の拡大を図った。	-	・ 一者応札解消件数 7件 ・ 削減金額(予定価格比) 2,992千円	・ 仕様の見直しにより、新規業者の入札参加意欲が向上し、競争性が高まった。 ・ 入札実施期間を前倒しすることで十分な納期を確保できる仕様に見直すことができた。	-	・ 仕様の見直しにあっては、競争性の確保と実効性の確保について十分に検討する必要がある。	・ 過去に見直しを行った案件であっても、業者からの聞き取りや調達により達成すべき目的の精査を行うことにより、仕様上の改善点等を発見することができる。
																		【公告期間等の延長】 公告期間や履行期間等を従前よりも延長し、業者の目に触れる機会や、新規参入業者が必要な準備期間を取ることができるようにし、入札参加意欲の向上を図った。	-	・ 一者応札解消件数 5件 ・ 削減金額(予定価格比) 1,406千円	・ 公告期間を従前よりも延長することで業者の検討・準備期間に余裕が出るため、業者の入札参加意欲が向上し、競争性が高まった。	-	・ 公告期間等の延長により新規参入業者の増加の可能性があるかどうか、事前に効果を検討する必要がある。	・ コロナ禍では納期を通常よりも長く要する場合等があるため、業者からの聞き取りに基づき適正な納期を設定する必要がある。
		[少額随意契約の改善] ・ 少額な随意契約案件への対応として、オープンカウンター方式を積極的に採用し、公平性・透明性及び競争性の確保に努める。	・ 少額随意契約においてオープンカウンター方式を積極的に活用することで、公平性・透明性及び競争性の確保に努めるため。	A	H27	・ 前年度におけるオープンカウンター方式の実施件数を上回る件数を旨す。	令和4年度中	A	H27	・ 少額随意契約案件のうち、各官署の実情に応じた条件を設定して、オープンカウンター方式による調達を実施した。	A	・ 全119官署のうち、110官署でオープンカウンター方式を導入し、合計861件で採用した。 <実施数> 令和4年度上半期 110官署・861件 令和3年度上半期 106官署・786件 → 令和3年度上半期比 +4官署・+75件	・ 競争性・透明性が向上した。 ・ 新たに官公需対象の業者や遠隔地の業者等からの応札があった。 ・ 業者選定の手間が省ける等、見積書徴取に係る事務の簡素化が図られた。 ・ 従来からの実績業者に対しても競争意識を持たせる効果があった。	-	・ 業者の目に触れることが大前提のため、ウェブサイトだけではなく各種機会を通じて継続的に周知を図る必要がある。 ・ 公告期間等を長めにとる必要があるため、調達までに従来よりも時間を要する。 ・ 新規参入業者の増加に伴い、履行能力の有無の判断に迷う者からの問合わせも増えており、確認作業に時間を要している。	・ 制度の浸透を図るため各種機会を通じて業者に周知するほか、計画的な調達可能な案件については、公告時期を一定にする、複数案件をとりまとめて公告するなど検討する必要がある。								

令和4年度の調達改善計画								令和4年度上半期自己評価結果 (対象期間：令和4年4月1日～令和4年9月30日)												
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標 (原則、定量的に記載)		難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント			
							目標達成 予定時期						定量的	定性的						
○	調達改善に向けた審査・管理の充実	調達改善強化]	<ul style="list-style-type: none"> 一者応札の事前審査及び事後審査の実施及び強化] 同種案件で複数回にわたり一者応札が継続している案件について、要求原課と契約部門の間で事前審査を実施する。 一者応札となった案件について、入札辞退者に対し、可能な限りアンケートや聞き取り等の事後審査を実施する。 一者応札となった個別の案件及びその要因について、一覧表を作成し、公表する。 		A	H29	<ul style="list-style-type: none"> 対象案件がある全所属による実施を目指す。 高落札率で一者応札が複数回継続している案件を対象に実施するとともに、一者応札一覧表を作成し、公表する。 	令和4年度中	A	H29	【事前審査】 <ul style="list-style-type: none"> 継続して一者応札となっている契約案件を中心に対応可能業者の調査、参入可能性、仕様要件及び入札参加資格要件等について、要求原課と検討を行った。 	A	<ul style="list-style-type: none"> 9官署において16件の事前審査を実施した。 <実施件数> 令和4年度上半期 9官署・16件 令和3年度上半期 11官署・16件 →令和3年度上半期比 △2官署・±0件	<ul style="list-style-type: none"> 一者応札となっている要因、参加可能業者の調査、仕様要件等について要求原課と検討を実施し改善に向けた各種方策を実施できた。 	-	<ul style="list-style-type: none"> 特殊な資機材の調達に係る契約では、仕様上の要件が厳しく、仕様の見直しが困難であることから、結果的に入札参加者が限られる場合がある。 審査の結果、入札参加資格等級の緩和や声かけを実施したが、結果的に一者応札となった案件があった。 	<ul style="list-style-type: none"> 一者応札となる蓋然性が高い専門的な契約については、公募等を活用し、潜在的な取扱可能業者の発見に努める。 近隣所属で契約実績のある有資格者に声かけするなど引き続き新規参入への取組を実施していく必要がある。 			
											【事後審査】 <ul style="list-style-type: none"> 入札説明会に参加したもののうち、入札を辞退した業者に対し、 アンケート票 聞き取り調査 等を実施し、次回契約の参考とした。		<ul style="list-style-type: none"> 55官署において114件の事後審査を実施した。 <実施件数> 令和4年度上半期 55官署・114件 令和3年度上半期 50官署・105件 →令和3年度上半期比 +5官署・+9件					<ul style="list-style-type: none"> 今後、同種契約を締結する際の問題点や改善策等の整理をすることができた。 要求原課と契約担当課との意思疎通を図ることで、競争性の向上に向けた問題点の整理が進んだ。 	<ul style="list-style-type: none"> 過去の実績金額等から入札参加を辞退する業者があり、一者応札が継続している場合がある。 仕様書の内容が業務内容と異なったため入札参加を辞退する場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 事後審査において分析した案件については、当該要求原課だけでなく、他課へも情報提供を行い、類似契約の見直しに活用する。 仕様内容が分かりやすいように案件名を工夫する。
											【一者応札一覧表の公表】 <ul style="list-style-type: none"> 一者応札案件について一覧表を作成し、ウェブサイトで公表する。 		<ul style="list-style-type: none"> 全119官署のうち、16官署において一者応札一覧表を作成し公表した。 37官署で今後公表予定 35官署は対象案件なし 					<ul style="list-style-type: none"> 一者応札一覧表を作成することで、一者応札案件を的確に把握することができ、問題点の整理や改善策の検討に活用できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 一者応札一覧表を公表して業者への周知を図るだけでなく、事前審査等の資料として効果的に活用していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 複数回一者応札となっている案件については、積極的に一者応札一覧表を作成し、案件のリスト化や要因分析による一者応札改善に取り組む。
○	調達事務のデジタル化の推進	[調達事務のデジタル化]	<ul style="list-style-type: none"> 見積書や請書等の書類について、電子メール等による提出が可能である旨周知し、事務の効率化と事業者の負担軽減を図る。 案件の内容・性質等諸般の事情を加味し、必要に応じて入札説明会等をオンラインで開催する。 		A	R4	<ul style="list-style-type: none"> 対象案件がある全所属で実施を目指す。 	令和4年度中	A	R4	【調達事務のデジタル化】 <ul style="list-style-type: none"> 契約等の手続きにおいて、業者から徴取する見積書等について押印を省略する。 見積書等について、電子メール等による徴取を可能とする。 	A	<ul style="list-style-type: none"> 全119官署のうち、118官署において見積書等の押印省略を実施した。 全119官署のうち、105官署において電子メール等により見積書等（見積書、請書、支払請求書、納品又は役務の完了を確認する書面）を徴取している。 	<ul style="list-style-type: none"> メールによる見積書等の提出を可能とすることで、来庁に伴う業者の負担軽減及びコロナ感染リスクの軽減ができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 書類等を期限内に提出するため、メール等により早期に入札説明書入手できるように要望する業者がいた。 情報セキュリティの関係上、外部とやりとりできる端末が限定される。 	<ul style="list-style-type: none"> 書類の押印省略や見積書等のメールでの提出について、業者に対し広く周知していく必要がある。 				

令和4年度の調達改善計画								令和4年度上半期自己評価結果 (対象期間：令和4年4月1日～令和4年9月30日)									
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標 (原則、定量的に記載)		難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント
							目標達成 予定時期						定量的	定性的			
	○	電力調達・ガス調達の改善	<p>[電気調達・ガス調達の改善]</p> <ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー比率30%以上の電力の調達を実施する。 競争性のない随意契約となっている電力及びガス供給契約について、競争入札への移行を推進する。 一者応札となっている電力調達契約について、公募等により複数者応札による競争への移行を推進する。 電力供給契約の合理化のため、一般送配電事業者をまたいだ契約のほか、複数の庁舎をまとめて入札する等の合理化の検討を行う。 		A	電気(R3) ガス(H29)	<ul style="list-style-type: none"> 地域性等を考慮した上で、実施可能な所属において実施を目指す。 	令和4年度中	A	電気(R3) ガス(H29)	<ul style="list-style-type: none"> <電力> ・仕様の検討等を実施し、対応可能な官署から順次再生可能エネルギー比率30%以上となる契約に移行している。 <ガス> ・競争契約とした場合に供給可能な事業者の有無について調査等を実施する等、競争入札への移行可能性を検討した。 	A	<電力に係る契約状況> 競争契約 72件 うち再エネ比率30%以上 57件 競争環境ない契約 2件 <電力に係る応札状況> 一者応札 令和4年度上半期 58件 令和3年度上半期 12件 複数者応札 令和4年度上半期 14件 令和3年度上半期 65件 <ガスに係る契約状況> 競争契約 6件 競争環境ない契約 52件 <ガスに係る応札状況> 一者応札 令和4年度上半期 3件 令和3年度上半期 2件 複数者応札 令和4年度上半期 3件 令和3年度上半期 4件		<ul style="list-style-type: none"> 開札から供給開始までの期間を長くとったことで、事業者の準備期間に余裕が生まれ、複数業者が入札に参加した。 再生可能エネルギー比率30%以上となる電力調達に対応できないため、入札を辞退する業者がいる。 ガス契約については、いまだ市場が電力ほど形成されておらず、競争契約化が難しい場合が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> リモートワークによる人員の削減や燃料費高騰など応札可能な供給事業者の情勢について、継続して情報収集を行う必要がある。 競争性が低下し、一者入札となっている契約案件等については、契約時期を業者の繁忙期からずらす、契約期間を延長する等の方策を検討する。 再生可能エネルギー比率30%以上の電力調達に対応可能な事業者について継続して市場調査を実施し、案件の周知を行う必要がある。 	

【難易度】

「調達改善の取組指針」を踏まえて、取組ごとに以下の指標に基づき難易度を設定。

- ・A+ : 効果的な取組
- ・A : 発展的な取組
- ・B : 標準的な取組

【進捗度】

以下の指標に基づき進捗度を記載。

- ・A : [定量的な目標] 目標進捗率90%以上
[定性的な目標] 計画に記載した内容を概ね実施した取組
- ・B : [定量的な目標] 目標進捗率50%以上
[定性的な目標] 計画に記載した内容を部分的に実施した取組、または実施に向けて関係部局等（他府省庁、自府省庁内の他部局、地方支分部局等）との調整を行った取組
- ・C : [定量的な目標] 目標進捗率50%未満
[定性的な目標] 何らかの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取組、または計画に記載した内容の検討を開始するまでにとどまった取組

その他の取組

令和4年度調達改善計画		令和4年度上半期自己評価結果（対象期間：令和4年4月1日～令和4年9月30日）																																		
具体的な取組内容	新規継続区分	特に効果があったと判断した取組	取組の効果 （どのようなことをして、どうなったか）																																	
			定量的	定性的																																
[共同調達等の有効活用] ・調達規模の適正性や費用対効果等に配慮しつつ、対象品目及び組織の見直しを検討する。	継続	(本庁) <共同調達> ・令和3年度に引き続き、警察庁、総務省及び国土交通省と「紙類」、「クリーニング」、「速記」及び「宅配便」の共同調達を実施した。 ・令和3年度に引き続き、警察庁、総務省、国土交通省及び独立行政法人統計センターと「O A 消耗品」、「清掃用消耗品」、「非常食等」の共同調達を実施した。 ・令和3年度に引き続き、警察庁、東京都警察情報通信部、総務省、国土交通省と「車両用燃料」の共同調達を実施した。 ・令和3年度に引き続き、警察庁、警察大学校、皇宮警察本部、関東管区警察学校、東京都警察情報通信部、総務省、国土交通省及び独立行政法人統計センターと「事務用消耗品」の共同調達を実施した。 <一括調達> ・令和3年度に引き続き、警察庁、警察大学校、皇宮警察本部及び関東管区警察学校と「雑貨」の購入について一括調達を実施した。 ・令和3年度に引き続き、警察庁、警察大学校、皇宮警察本部、関東管区警察学校、東京都警察情報通信部と「複写機用紙」の一括調達を実施した。 ・令和3年度に引き続き、東京都警察情報通信部と「官用車両点検作業」の一括調達を開始した。	<一括調達> ・「雑貨」 ※単価は税抜 一般競争入札を実施した。（契約は前年度と同事業者。） <table border="1"> <tr> <td></td> <td>R3</td> <td>R4</td> <td>(増減)</td> </tr> <tr> <td>トイレットペーパー</td> <td>50円</td> <td>50円</td> <td>(± 0円)</td> </tr> <tr> <td>蛍光灯(Hf)</td> <td>350円</td> <td>465円</td> <td>(+115円)</td> </tr> <tr> <td>蛍光灯</td> <td>470円</td> <td>445円</td> <td>(△ 25円)</td> </tr> </table> ・「複写機用紙」 ※単価は税抜 一般競争入札を実施した。（契約は前年度と同事業者。） 予定数量が前年度と異なるものの、契約単価は減少した。 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>R3</td> <td>R4</td> <td>(増減)</td> </tr> <tr> <td>A 4</td> <td>1,227円</td> <td>1,203円</td> <td>(△24円)</td> </tr> <tr> <td>A 3</td> <td>1,473円</td> <td>1,444円</td> <td>(△29円)</td> </tr> <tr> <td>B 4</td> <td>1,856円</td> <td>1,819円</td> <td>(△37円)</td> </tr> </table>		R3	R4	(増減)	トイレットペーパー	50円	50円	(± 0円)	蛍光灯(Hf)	350円	465円	(+115円)	蛍光灯	470円	445円	(△ 25円)		R3	R4	(増減)	A 4	1,227円	1,203円	(△24円)	A 3	1,473円	1,444円	(△29円)	B 4	1,856円	1,819円	(△37円)	-
			R3	R4	(増減)																															
トイレットペーパー	50円	50円	(± 0円)																																	
蛍光灯(Hf)	350円	465円	(+115円)																																	
蛍光灯	470円	445円	(△ 25円)																																	
	R3	R4	(増減)																																	
A 4	1,227円	1,203円	(△24円)																																	
A 3	1,473円	1,444円	(△29円)																																	
B 4	1,856円	1,819円	(△37円)																																	
		(地方) ・60官署において共同調達を実施した。	<実施官署数> 令和4年度上半期 60官署 令和3年度上半期 71官署 →令和3年度上半期比 △11官署 <実施件数(延べ数)> 令和4年度上半期 325件 令和3年度上半期 325件 →令和3年度上半期比 ±0件	・共同調達により契約事務を一元化したことにより、契約事務担当者の負担軽減、業務合理化を図ることができた。 ・他官庁の担当者と共同調達の事前調整を行うことで、他契約についても情報交換を実施することができた。																																
[クレジットカードの利用] ・少額な随意契約案件への対応として、インターネット取引による物品調達の拡大を図るなど、引き続きクレジットカード決済を行う。	継続	(本庁) ・廃版となった書籍購入や少額の調達案件に活用した。	・令和4年度上半期では、書籍の購入等において8件の取引を実施した。	・クレジットカードを利用したインターネット取引を実施することで手続の効率化が図られた。																																
		(地方) ・7官署において光熱水費等の支払に活用した。	・光熱水費、E T Cカード利用料の支払いに活用した。 <調達実績(書籍の購入等)> <table border="1"> <tr> <td>令和4年度上半期</td> <td>0件</td> <td>0万円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度上半期</td> <td>0件</td> <td>0万円</td> </tr> </table>	令和4年度上半期	0件	0万円	令和3年度上半期	0件	0万円	-																										
令和4年度上半期	0件	0万円																																		
令和3年度上半期	0件	0万円																																		
[政府調達セミナーの開催] ・外務省主催の共同の調達セミナーに参加するほか、警察庁独自の政府調達セミナーを開催し、新規事業者の参入促進を図る。	継続	(本庁) ・令和4年度において調達が見込まれる案件について、政府調達に関心のある内外の供給者等に情報提供を行い、新規事業者の参入促進を図った。	-	・外務省主催(R4.4.25開催)の政府調達セミナー(オンライン)に参加した。 ・警察庁独自の政府調達セミナーについて、集合形式での開催は見送り、希望者に対して資料配付を行い新規事業者の参入促進を図った。																																
[特定調達契約審査委員会の審査] ・国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(昭和55年政令第300号)第3条第1項本文に掲げる調達契約のうち随意契約予定案件については、随意契約の適正な運用を図るため、「特定調達契約審査委員会」において契約方法、契約条件等の適否を審査する。	継続	(本庁) ・令和4年度上半期において、本庁分8案件(約13億円)、地方分1案件(約0.3億円)について特定調達審査委員会を実施し、随意契約の可否について審査を行った。	-	・特定調達契約審査委員会の審議結果により、随意契約であっても公募を実施することで、常に競争参加の機会を設けている。																																
[人材育成] ・警察庁が実施する会計監査及び会計経理指導において、調達改善の進捗状況を点検し、適切な指導教養を行う。 ・警察庁内担当者向けの調達情報掲示板の充実を図るなど、担当者の能力向上に資する基盤整備に努める。 ・本庁が実施する研修はもとより、他省庁が主催の研修にも会計事務職員を積極的に参加させることにより、適切な会計経理の認識と、高いコスト意識を持つ人材育成を目指す。 ・指導教養等について、対面によらない方法について検討を行う。	継続	(本庁) ・警察庁が実施する会計監査及び会計経理指導等において、調達事務に従事する担当者の事務処理の向上のための指導教養・情報発信を行った。	-	・各官署において、一者応札一覧表の作成やオープンカウンターの実施など一者応札改善への取組や押印省略・電子メール等による見積書等の徴取など調達事務のデジタル化について検討する機会となった。																																
[情報共有] ・調達改善計画の自己評価結果等を地方支分部局に発出し、有効な取組の情報共有を図る。	継続	(本庁) ・コロナ情勢等を踏まえた、調達事務のデジタル化を推進 ・政府共通インフォメーション掲示板における調達改善に係るノウハウの共有について情報発信	・全119官署のうち、105官署で電子メール等による見積書等の徴取を実施した。																																	

外部有識者からの意見聴取の実施状況
(対象期間：令和4年4月1日～令和4年9月30日)

外部有識者の氏名・役職【内山 融 委員・東京大学教授】

意見聴取日【10月31日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
<p>・令和4年度上半期の自己評価結果をご覧いただき、警察庁の調達改善計画を推進する上で、今後の課題又は改善策につきまして、ご意見をお聞かせください。</p>	<p>新規業者への声かけ、仕様の見直し、入札不参加者へのアンケート実施など一者応札の改善、公募の活用、調達事務のデジタル化などの取り組みを通じ、調達の改善が図られていることは高く評価したい。電力とガスにおいても競争性のある契約が増加していることを評価したい。</p> <p>人材育成について、対面によらない効率的な方法について検討を進めていただきたい。</p> <p>今後も、全庁的・総合的な観点からさらに調達改善を進めていただきたい。</p>	<p>・一者応札の改善については、事前・事後審査を実施するなど個別の案件に応じた要因究明を行い、引き続き改善に向けた取組について多角的な視点から検討を進めてまいります。</p> <p>また、調達事務のデジタル化についても当庁の調達プロセスや問題点等をしっかりと把握し、事務の効率化や事業者の負担軽減を図るため、活用可能な分野から積極的に推進してまいります。</p> <p>・オンライン研修や教養資料の活用を含め、コロナ禍やデジタル化の推進など実情に合わせた効果的な教養カリキュラムについて検討を行い、適正な調達事務の推進に資する担当者の能力向上に努めてまいります。</p>

外部有識者の氏名・役職【藤森 恵子 委員・公認会計士】

意見聴取日【11月7日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
<p>・令和4年度上半期の自己評価結果をご覧いただき、警察庁の調達改善計画を推進する上で、今後の課題又は改善策につきまして、ご意見をお聞かせください。</p>	<p>一者応札や公募の活用など、競争性を持たせるための改善への取り組みが継続的に実施されていることについては、非常に評価できるものと思います。ただし、改善件数そのものは、昨年度とほぼ変わらず、引続き、他に余地のある案件はないか検討していただきたいと思えます。</p> <p>なお、調達事務のデジタル化ですが、一般企業では電子化が浸透しており、更なる改善が必要と考えます。ただし、メールでのやり取りには、セキュリティ面を十分に考慮する必要があり、また押印の省略も契約の有効性の懸念が残らない形とすべきであり、セキュリティレベルの高いストレージの利用や、電子契約システムの利用など、基本的なインフラの見直しも合わせて改善が望まれます。</p>	<p>・特殊な仕様等により改善が困難であり一者応札が継続している案件についても、市場調査等による新規業者への声かけや専門的意見に基づく仕様の見直し、他所属との情報共有など引き続き一者応札の改善に努めてまいります。</p> <p>・押印の省略については、当該書類に「書類の発行権者」及び「本件事務担当者」の氏名及び連絡先を記載させた上で必要に応じて確認をとるなど契約の有効性について疑義が生じないように努めてまいります。</p> <p>・調達事務のデジタル化については、電子入札や電子契約の利用促進とあわせてセキュリティ面における問題点を十分に検討し対策を講じた上で更なる改善に努めてまいります。</p>

外部有識者の氏名・役職【石川 剛 委員・弁護士】

意見聴取日【11月7日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
<p>・令和4年度上半期の自己評価結果をご覧いただき、警察庁の調達改善計画を推進する上で、今後の課題又は改善策につきまして、ご意見をお聞かせください。</p>	<p>一者入札の改善については、引き続き取り組みをご継続ください。</p> <p>電力・ガスの調達については、近時の国際情勢に伴うエネルギー価格の高騰を踏まえ、電力および再生可能エネルギーの供給事業者による入札辞退があるようですが、供給事業者の与信及び経営体力を慎重に精査し、合理的かつ安定した供給が実現するよう、ご配慮ください。</p> <p>民間企業のDXの進展状況を踏まえ、デジタル庁と共同して電子入札の改善を検討するなど、DXの推進にお努めください。</p>	<p>・今回の自己評価結果を踏まえ、今後も引き続き本庁及び地方が一体となって調達の改善に向けて継続的に取り組んでまいります。</p> <p>・電力の調達について、昨今のエネルギー価格高騰による市場への影響に注視し情報収集を行い、再生可能エネルギーの導入だけではなく、安定した電力供給が可能となるように努めてまいります。</p> <p>・電子入札及び電子契約の改善については、民間企業の協力が不可欠なところ、電子調達システムの導入について、デジタル庁をはじめとした関係省庁と連携して積極的に発信してまいります。</p>